

『あぜみち』

「地名総鑑」問題と私たち(そのI)

部落差別

いまこんなことが

(1)就職の問題

同和对策事業が進んでいくなかで、その環境は改善されつつあるのですが、なお、生活や仕事は必ずしも安定しているとはいえません。

昭和五十年に総理府が発表した「同和地区精密調査」によると、同和地区内の産業は、一般的にいせんとして小規模で、そのため就業も不安定といえる状態におかれており、しかもこの小規模な企業は、経済状況の変化に影響されやすく、安定した就業の場になりにくい場合が多く、一般的に日雇、臨時雇などの仕事に従事する人が多いことも報告されています。

こうしたことは、石油ショック以来の不況に続く経済低成長の時期を迎えるなかで、とくに同和地区の人びとは安定した収入の得ら

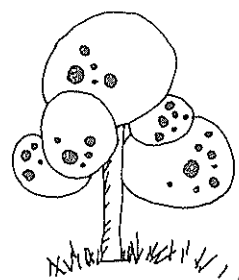
れる職場から遠ざけられている場合が多いということになります。

(2)いわゆる「部落地名総鑑」等の問題

このような状況のなかで、昭和五十年十二月と翌年十一月の新聞紙上で、いわゆる「部落地名総鑑」、「部落リスト」等が発行され、多くの企業が購入していたことが報道されました。

この図書は、全国の同和地区の所在地、世帯数、おもな職業などを綿密に調べ上げたもので、各企業の人事担当者あてにくだしい案内書を送付して売りつけたものです。

折しも、昭和五十一年十二月に人権擁護とプライバシー保護の観点から戸籍法が改正され、戸籍や除籍の謄抄本の交付が制限され、閲覧制度が廃止されましたが、この文書の発行は戸籍法の改正に逆行するものといえます。



同和問題の解決と

企業の課題

(1)案内書の意味するもの

この「地名総鑑」を作成し、販売を意図した業者は、これを売るためにたくさん案内書をつくってばらまきました。これには「人事担当者必携」として十分に御社に裨益(ひえき)する」と書かれており、

「ものがあります」と書かれており、企業における人事関係において利用されることを目的に発行されたことが明らかにされています。このことは、この文書が「特別措置法の趣旨に反し、特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、さらに様々の差別を招来し、

助長」するものであり、人権を侵犯するおそれのあることを示しています。

したがって、この案内書を手にした人には、明らかにこの図書の発行や販売の意図がわかったはずですが、にもかかわらず、これを手

にした人の中で、投書によって訴えた人がわずかに一人だけでした。しかも残念なことに、購入した会社が多すぎた。案内書を手にした残りの人は一体どう考えたのでしょうか。あるいは「今ごろこんなものを作った」と考えて全く相手にしなかったかも知れません。あるいは「ほしいけれど」と考えたかも知れません。おそらく、各人の反応はまちまちであつたでしょう。しかし、この人たちは明らかに人権侵犯のおそれのある図書の案内書を手にしたが、どこへも訴えなかったし、抗議もしなかったのです。

このことは、一体何を意味しているのかを考えてみなければなりません。

「一つには」この図書のもつ問題の重要性、つまりこの地名総鑑によつて同和地区の人びとの就職の機会均等や結婚の自由等をおかし、憲法に保障されている基本的人権の侵害につながるものであるというところに気付かなければなりません。

「二つには」当時は、同対審答申が出されて十二年余、特別措置法が施行されて九年を過ぎ、学校や社会教育の場で同和教育が叫ばれて久しくなります。にもかかわらずこういう文書が作られ、売られていることは、「国民に保障する

自由及び権利は国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない」(憲法第十二条)という憲法の精神も十分に理解されず、国民の課題として、定着していなかったことを意味します。

これらのことから考えてみると、案内書を手にしたが、だまっていた人たちが——それは、少なからず私たちの陥りやすい立場であろうと思いますが——の示す問題点はありません。むしろ、これを発行した人、購入した人、というふうに限定して考えるのではなく、案内書を手にした人すべてを含めて、私たちの問題として考えていかなければなりません。そのためには、改めてこの「地名総鑑」等のもつ問題の重要性を認識し、同和問題の解決が、私たちの課題として理解されるように学習し、研修を重ねていくことが大切です。

続き(そのII)は、次号に掲載します。

